

消費生活講座開催要領

足利市消費生活センター

1. 目 的

情報の高度化、商品・サービスの多様化が進む中で、消費者トラブルや消費者被害が多発しています。こうした状況に対処するため、消費者の基本的な知識と判断力を身につける消費者教育の推進を目的として、消費生活講座を開催します。

2. 対 象

- (1) 一般市民、各種団体等
- (2) 小中学生及び高校生等

3. 方 法

- (1) 公民館講座や各種団体に講師を派遣し開催します。
- (2) 市内の小中学校及び高等学校に講師を派遣し、授業又は学年集会等の中に組み入れ開催します。

4. 開催日等

- (1) 開催日 原則として平日（午前9時～午後5時）
- (2) 開催時間 ご要望に応じて調整します。
- (3) 講師謝金 無料

5. 内 容 『消費生活講座内容一覧』のとおり

6. 申込方法等

- (1) 開催希望日の2ヶ月前までに消費生活センターへ電話等で仮申込してください。(電話 0284-73-1210)
- (2) 仮申込後、別紙「消費生活講座講師派遣申込書」に必要事項を記入のうえお申し込みください。
- (3) 消費生活センターの相談員が講師となります。講座内容によっては、外部の専門講師を派遣します。
- (4) 講師は消費生活センターで手配し、決定後連絡します。